



学校における感染症対策について 5/8～

5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は、学校において予防すべき感染症の第二種感染症に位置づけられました。今後、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の出席停止期間は、**「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」**となります。

今まで行ってきた基本的な感染症対策「**健康観察**」「**適切な換気**」「**手洗い**」「**咳エチケット**」は、継続して行います。変更点として、感染症が落ち着いている平時は、「検温」を求める必要がなくなりましたので、各ご家庭の判断にお任せします（学校で検温記録を求めることはありません）。また、昼食時において、自分の席で食事をするように指導をしてきましたが、食事前後の手洗いを徹底すること、飛沫をできるだけ飛ばさないように注意すること、換気を十分行うことができているれば、机を向かい合わせにして食事をとることを可能とします。

これからも継続しよう

健康観察

換気

手洗い

咳エチケット

※検温の実施は、各ご家庭の判断とします。

今後、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合について

学校保健安全法に基づき、出席停止の措置をとります。裏面の「学校において予防すべき感染症について」をご参照ください。医師の診断を受けましたら、学校へ電話連絡をお願いします。その後、**保護者が「出席停止報告書」**を記入し、学級担任へ提出してください。提出日は、登校可能日で構いません。裏面の用紙は、種子島高校 HP 上に掲載してあります。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

「発症した後5日を経過し、症状が軽快した後1日を経過するまで」

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準。

- 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨**します。
- 出席停止期間の基準を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的には想定されていません。

【参考】学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和5年4月28日文科科学省通知)

※その他、ご不明な点は学校までお問い合わせください。

